

などに)意識して、お互いに半歩踏み出す勇気を持つことが必要だとおっしゃっていました。

最後は、ダウン症の息子をもつ親であり、支援者でもあった玉井氏が、「保護者と支援者の思いは、一致すると思っていたが絶対に無理だと思うようになった。支援者・学校・家族は、異文化交流のようなもの。だからこそ、手をつなぎながら連携していくことが大事だ。」と締めくくられました。

第1分科会は、学齢期対象ではありましたが、成人の子どもを持つ私にとっても学ぶべきことが多く、今後の子育てに十分活かせる内容でした。

### 会員向け学習会が開催されました

今回は、日本相続知財センター大阪中央支部から講師をお招きして「相続について」のお話を伺いました。

障がいのある子の親のため専門用語を極力使わないように配慮してくださったので、とても分かりやすく楽しく学べました。“親なきあと”ではなく、親が元気なうちに子どもに出来ることを2つのテーマに分けて説明をしていただきました。

前半は『親心の記録』という教材ノートを使って実際に書き込んでいく作業でした。これには、本人のプロフィールは勿論、好きな事、苦手な事や物、医療に関する事など、様々な事柄を記入したり資料を貼ったりして、子どもを託す時に役立つ手段のひとつになる内容でした。まさに“代弁ノート”です。記入の方法も例示が掲載されており、とても作成しやすくなっていました。一部の保護者の方からは、見たり考えたりすることで涙が出てくるというお話もありましたが、避けては通れない大事な事です。残った部分は、各自の「宿題」として、なるべく早く仕上げてくださいとのことでした。

後半は、相続についてのお話がありました。講師の藤原氏のお子さまもダウン症という事で、自分に「もし何かあったら、家族に何を残せるだろうか?」と考えられ、先ず、生前にしておくべき事のひとつとして、「遺言」を作成されたそうです。テレビドラマによく出てくるような自筆の遺言書でなく、公証人の立ち会いの下で作成される任意後見制度のひとつである公正証書の遺言書です。実際にその証書も拝見しました。自筆の遺言書と公正証書の遺言書の違いも詳しく説明していただきました。また、「自筆の遺言書は作るの簡単であるが、貰う時が大変!とデメリットが多いため、お金はかかるが公正証書の遺言書の作成をお勧めするということでした。この他にも「信託制度」

についても伺いました。こちら判断能力が無くなった後や死亡後の財産の処分、引き継ぎ等を契約によって決定するというもので、民事信託と商事信託があります。託せる子どもがいる場合は前者を利用し、そうでない場合は後者を利用します。この信託制度も双方にメリット・デメリットはありますが、書類整備といった義務を受託者が担うという点では変わりありません。

一般的に行われている成年後見制度では、財産を自由に動かせなくなり裁判所が管理するので、手続きも複雑なことから“親なき後”の対策としては、公正証書の作成や信託制度の利用をする方が、残された家族にとってもより良いということでした。

最後に、分かりにくい事があれば、一步勇気を出して専門スタッフに相談してくださいということでした。親が元気なうちは、なかなか行動に移すことが出来ませんが、健康寿命を考えるとそんなに遠い将来でもありません。今の生活も大事ですが、何かあった時に対応出来る状態にしておくのが親としての務めなのかもしれません。今回の学習会で、ようやく重い腰を上げられそうだと、私を含め参加された会員の方々も多かったと感じました。



### 摂食・嚥下障害について(中)

東成育成園 副主任 茶谷 和美

先月号に引き続き、7月の支部連絡会でありました摂食と嚥下障害の講演の内容を掲載します。

摂食、嚥下障害のなかでも、怖いのが「誤嚥性肺炎」です。

**誤嚥性肺炎とは**

水や食べ物などが誤嚥によって肺に入ってしまい細菌が繁殖して炎症を起こすこと

① 飲食物を嚥下する  
② 嚥下したものが肺に入る  
③ 炎症を起こす